

令和3年度 神奈川県中小企業等外国出願支援事業 ～外国出願等に要する経費の一部を助成します！～

募集締切：令和3年6月16日(水)

KIPでは、優れた産業財産権を有し、かつそれらを海外において戦略的に活用しようとする神奈川県内の中小企業者等に対し、外国特許出願等に要する経費の一部を助成することによって、中小企業者等の国際競争力の向上や経営基盤の強化を支援します。

1 助成対象者

神奈川県内に本社を持つ中小企業者等で、外国へ産業財産権（特許、実用新案登録、意匠登録または商標登録（冒認対策含む））の出願を予定していること。

2 募集締切

令和3年6月16日(水)まで ※必着

3 申請方法

以下URLより申請書類をダウンロードし、添付書類とともに郵送にて提出してください。

<https://www.kipc.or.jp/topics/information/post-41/>

<外国出願支援事業の概要>

■補助対象となる産業財産権

外国への出願を予定している特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録（冒認対策含む）

■補助率と上限額

- ・補助率は対象経費の1/2以内（千円未満切捨）
- ・一申請者の上限額は300万円

<1案件の上限額>

- ・特許出願【150万円】
- ・実用新案登録/意匠登録/商標登録出願【60万円】
- ・冒認対策商標【30万円】

■対象となる経費

①外国特許庁への出願手数料 ②現地代理人費用 ③国内代理人費用 ④翻訳費用

■対象となる出願要件（概要）

- ・これから外国へ出願を予定している案件
- ・応募時点において助成対象に関わる出願を日本国特許庁に済ませていること
- ・先行技術調査等の結果からみて、外国での特許権等の取得の可能性が高いと判断される出願
- ・令和3年12月末日までに外国特許庁等へ同一内容の出願が完了予定であること
- ・交付を受けた場合、査定状況等の報告を確認できること

提出先・問い合わせ先

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部 国際課担当：徳田・杉本
電話 045-633-5126 FAX 045-633-5064 E-mail kokusai@kipc.or.jp